

○山武市景観計画（抄）

改正案		現行																			
<p>(2) 重点地区（成東駅南側周辺地区）</p> <p>重点地区は、よりきめ細かな景観形成に取り組むため、景観形成・保全に重点的に取り組む地区であり、先に示した市全域の景観形成基準に加え、以下に示す内容についても市民・行政・事業者が共有する配慮事項となります。</p>		<p>(2) 重点地区（成東駅南側周辺地区）</p> <p>重点地区は、よりきめ細かな景観形成に取り組むため、景観形成・保全に重点的に取り組む地区であり、先に示した市全域の景観形成基準に加え、以下に示す内容についても市民・行政・事業者が共有する配慮事項となります。</p>																			
建築物・工作物	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> 現在のまちなみの雰囲気を受け継ぐため、周辺地区のまちなみとの連続性に配慮し、周辺から著しく突出しない高さとする。 建築物の圧迫感の軽減及びまちのにぎわいを創出するために、道路境界部から一定程度離れた場所に建築物や工作物を建てるよう努めること。 建築物と建築物の隙間を通した眺望景観（浪切不動院や斜面緑地等）を楽しむよう、隣棟間隔の確保や電線類等地中化の推進に努めること。 	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> 現在のまちなみの雰囲気を受け継ぐため、周辺地区のまちなみとの連続性に配慮し、周辺から著しく突出しない高さとする。 建築物の圧迫感の軽減及びまちのにぎわいを創出するために、道路境界部から一定程度離れた場所に建築物や工作物を建てるよう努めること。 建築物と建築物の隙間を通した眺望景観（浪切不動院や斜面緑地等）を楽しむよう、隣棟間隔の確保や電線類等地中化の推進に努めること。 																	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とする。（※別表を参照） 	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とする。（※別表を参照） 																	
	附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋上や外壁等に設ける建築設備は、通りから目立たないような配慮をすること。 	附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋上や外壁等に設ける建築設備は、通りから目立たないような配慮をすること。 																	
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化を図り、背景の山の緑との連続を図ること。 路地や小径の道路境界部分は、魅力的、かつ、安全安心な空間とするために、透過性の高い塀や生け垣とすること。 建築物の後退部分には、フラワーポットや花壇等の取り組みに努めること。 	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化を図り、背景の山の緑との連続を図ること。 路地や小径の道路境界部分は、魅力的、かつ、安全安心な空間とするために、透過性の高い塀や生け垣とすること。 建築物の後退部分には、フラワーポットや花壇等の取り組みに努めること。 																	
	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> 電飾看板や派手な照明は避けること。 	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> 電飾看板や派手な照明は避けること。 																	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した店舗は、閉鎖的なつくりせず、通りを歩く人が店舗内での活動を感じられるよう工夫すること。 道路に面してシャッターを配置する場合には、まちのにぎわいを分断しないよう工夫すること。 道路境界部分における空間において、歩行者が休むことができる日影の休憩スペース等の確保に努めること。 著しく目立つ屋外広告物の掲出はさけること。また、規模、形態、色調は、配置する建築物の壁面の大きさや色彩、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した店舗は、閉鎖的なつくりせず、通りを歩く人が店舗内での活動を感じられるよう工夫すること。 道路に面してシャッターを配置する場合には、まちのにぎわいを分断しないよう工夫すること。 道路境界部分における空間において、歩行者が休むことができる日影の休憩スペース等の確保に努めること。 著しく目立つ屋外広告物の掲出はさけること。また、規模、形態、色調は、配置する建築物の壁面の大きさや色彩、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。 																	
<p>※別表 色彩基準</p> <p>建築物及び工作物の外観各面（開口部含む。）の95%以上について、下表の範囲内とする。 下表の範囲を超える色彩については、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R（赤）、Y R（黄赤）</td> <td>Y（黄）～（R P赤紫）</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="2">規制なし</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table>		色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）	明度	規制なし		彩度	6.0 以下	4.0 以下	<p>※別表 色彩基準</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R（赤）、Y R（黄赤）</td> <td>Y（黄）～（R P赤紫）</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="2">規制なし</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table>		色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）	明度	規制なし		彩度	6.0 以下	4.0 以下
色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）																			
明度	規制なし																				
彩度	6.0 以下	4.0 以下																			
色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）																			
明度	規制なし																				
彩度	6.0 以下	4.0 以下																			
52		52																			